

日常生活自立支援事業のご案内

Q どのようなサービスをするのですか？

日常生活自立支援事業は、主に4つのサービス内容としております。

- ①福祉サービス利用のためのお手伝い
- ②日常的な金銭管理のお手伝い
- ③日常生活に必要な手続きのお手伝い
- ④大切な通帳や書類などのお預かり

※生活支援員が定期的に訪問し生活のお手伝いをします。



Q どのような方が対象になるのですか？

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などとされていますが、福祉サービスを利用されている方で、日常生活の中で福祉サービスの利用手続きや金銭管理を自分一人の判断で行うことに不安のある方が対象となります。

Q 利用料は？

定期訪問・金銭管理サービス：1回につき1,000円（別途300円の事務費必要）

大切な書類などのお預かり：1ヶ月につき500円

※ご相談から契約書の作成までは無料です。

申込み・お問い合わせ：舟橋村社会福祉協議会（TEL 464-1847）

お気軽にご相談ください



社会福祉協議会会費にご協力ありがとうございます。

皆様の会費は、社会福祉協議会の事業において、貴重な財源となっています。広報誌の発行事業、地域福祉のサロン運営、福祉情報や福祉サービスの提供に使われています。会費の徴収に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【平成30年度会費受付状況】

対象者	一口金額	口数	金額
村内の各世帯	500円	851口	425,000円
村内の各種団体・個人	1000円	42口	42,000円
法人・会社等	1000円	115口	115,000円



協力団体・法人を紹介します

（平成30年11月30日現在）

各自治会・食生活改善推進協議会・身体障害者協会・手をつなぐ育成会・舟橋寿会・赤十字奉仕団・母子寡婦福祉会・児童クラブ・J A アルプス農協舟橋出張所・遺族会・ヘルスポランティア協議会・ふなはし保育園父母の会・㈱森崎・ファインネクス㈱・㈱竹島・㈱伸和製作所・湯めぐち・ナカノ自動車㈱・農事組合法人「東和」

（敬称略・順不同）